

## 令和5年度第2回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日 時：令和5年9月28日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

場 所：岡崎市東庁舎 6階601号室

出席委員：7名

高橋蔵人（会長）、荒木聖弘、牧野正高、山本哲二、内藤智宣、  
塩澤美穂子、瀬尾智子

事務局等：10名

傍 聴 者：なし

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事  
小規模保育事業所の設置認可について
- 4 その他
- 5 閉会

《主な質疑、意見など》

議事1 小規模保育事業所の設置認可について

- 事務局 資料により審議内容について説明
- 委員 本市で、小規模保育事業を実施するのは今回が初めてとのことだが、既存の民間の託児所は認可外で、今回の事業は認可ということか。
- 事務局 はい。
- 委員 社会福祉法人に関しては保育の内容や運営状況を指導監査が実施されている。岡崎市で株式会社を認可するのは初めてとのことだが、株式会社に対しても社会福祉法人と同等の監査を実施するのか。
- 事務局 監査は行政側の責務として実施していきます。
- 委員 先日の東郷町の不適切保育もあると思うので、同等の指導監査の実施を期待する。屋外遊戯場の距離について基準はあるのか。
- 事務局 国の認可基準において、具体的な距離は設けていないが、公募要項では、園児が徒歩で概ね15分以内に安全に通うことができる、安全を確保できる場所であることを条件としており、屋外遊戯場の代替場所が、その位置に設けられていることを確認しています。
- 委員 保育事業を実施していると、例えば0～2歳児の園児を20人、片道350メートル移動させるのは負担がある。具体的な距離としての基準の有無を確認したかった。
- 委員 株式会社NOVAの従事者数について、認可基準には合致しているが、他に比べると最低基準に近い値で、職員が休む場合はどのように対応するのか。低年齢の園児が利用する施設なので、非常勤を増やすなど、利用者が安心できる職員配置などの方策はできないか。
- 事務局 常勤5名、非常勤4名の中で交代制で勤務を実施する申請書の内容です。御指摘の部分は指導監査の中で状況の確認させていただきます。現在、計画されている配置と違う場合は、指導監査で対応させていただきます。
- 委員 岡崎市以外で小規模保育事業を実施していると思うが、認可にあたり、市として、事業を実施している他市への視察は行ったのか。
- 事務局 小規模保育事業ではないが、類似施設として国が補助金を交付している企業主導型事業の内容を確認しています。今回設置する法人の施設については選定して間もないため現時点では訪問できておりませんが、御意見を踏まえながら実態の確認をしてまいります。
- 委員 先に実施している施設を確認することでわかることもあるので、ぜひ実施してほしい。今回参入予定の各法人は既に他市で小規模保育事業を実施しているなかで、国の基準などに適合する画一的な運営が実施されていると思う。子どもたちの未来を託せるような、各保育所の特色ある事業提案が出てきてほしい。
- 事務局 本委員会の審議については認可に係る部分を中心に資料に記載しています

が、公募した際の実施主体から提案がありました。保育所保育指針に定められた子どもの発育や教育と擁護の範囲の中で実際に提案された内容の一部を紹介します。定員に余裕があった場合に、在園していない園児を預かる一時預かり事業や音楽とリズムを取り入れたリトミック教育を保育に取り入れる、子育て広場を行うなどです。それらについて市の事業として認めて実施していけるか協議しながら令和6年4月1日に向けて準備を進めていきます。

- 委員 施設内の園児がいる部屋に保育士は常駐しているのか。
- 事務局 常に園児に寄り添って保育を実施します。
- 委員 配置基準について、非常勤1人を常勤換算すると何人分という基準はあるか。
- 事務局 提示している資料の中ではこれからの採用予定人数を含めた予定の確保人数であり、常勤換算の部分は現時点では事業者から具体的な資料の提出を受けていません。実際に実施されるかどうかは指導監査の中で確認していきます。
- 委員 (仮称)じぶんみらい保育園と(仮称)はな保育室は名古屋市に法人所在地がある事業者なので県内で事業展開されていると思うが、それぞれどちらで実施されているか。もし運営に不測の事態が生じた場合、応援が期待できるのか。
- 事務局 株式会社はな保育については、岡崎市内に認可外の1類型である企業主導型の保育所を運営しており、不測の事態は生じた場合はそこからの応援が期待できるとのことです。株式会社セリオについては豊川のイオンで事業所内保育所を実施しており、地域枠を設けながら運営しています。名古屋市天白区、名東区では認可保育所を実施しています。名古屋市と豊川市の間にある岡崎市に応募された経緯があります。株式会社NOVAについては、最も近いところで大阪府吹田市で認可保育を実施しており、全国展開されているようです。
- 委員 今回の認可にあたり、設置主体がすべて株式会社であることに驚きを感じているが、県内の小規模保育事業所の設置主体はどうか。
- 事務局 小規模保育事業は株式会社が多い状況です。待機児童対策として、事業者が参画しやすい制度であるため、賃借期間が10年間以上である等担保をとりながら、建物を賃借をし、施設を改修し、いち早く事業展開できるよう制度設計がされていることから、株式会社が多いようです。
- 委員 社会的なニーズに応じるため、機動性がある、意思決定の早い株式会社などの営利法人であっても歓迎し、必要な管理監督は行政とする事業と考えてよいか。
- 事務局 岡崎市の中では計画上補完する役割として認識しています。保育所と認定こども園で保育の受け皿を全て確保できていれば、小規模保育事業を認可することはなかったと思いますが、待機児童が3年間継続して発生し、岡

崎市はワースト11の中に入っていることもあり、早急に対策を打つ必要があったことから、即効性があり事業展開が期待できる今回の小規模保育事業所の公募に踏み切った経緯があります。委員のおっしゃった認識でよいと考えます。

待機児童対策に即効性があることから、待機児童が生じている都心部、都心に近い自治体で開設をしている状況です。定員が19人以下という条件で、入所については各自治体が申込みの手続きを実施し、定員を超えた申込があった場合の利用調整は各自治体が担います。各事業者が保育料を独自に設定できるわけではなく、各自治体が定めた保育料で実施します。延長保育などのオプションの部分は各事業者による料金設定の違いはありますが、基本的な部分は自治体がコントロールしながら運営をしていくこととなります。

委員 南部乳児保育園と同じような対象園児の受入れで、就労など保育に欠ける要件などの条件はつくのか。

事務局 入所には南部乳児園や他の保育園と同様の要件が必要となります。南部乳児園は20人以上の定員となっておりますので小規模保育事業ではなく、認可保育園です。対象は3歳未満児だけで実施しているので、2歳を迎えると次の年度は他の保育園などに入所していただくこととなります。

委員 入所申込は園を通じて、岡崎市が一括で管轄するということだが、例えば入所希望を第1希望はA保育園、第2希望は小規模保育事業園として申請ができるのか。

事務局 今回の小規模保育事業の事業所は、保育園と同じく、家庭で保育ができない方々が利用される施設で、利用調整の対象となります。募集については、通常の保育園と同列に小規模保育事業所の名前が載ってくるようなイメージになります。

委員 適切な保育が実施されているか、保育課が確認する園訪問の対象となるか。給食は自園調理をするのか。早朝保育や延長保育に従事するのは無資格者でも従事可能か。管理者は園長先生に相当するか。相当するのであれば管理者を常勤1人にカウントされるとすると負担が大きいと推察される。実務経験が2年以上とされているが、岡崎市の園長先生に比べると年数が少ないので管理者の実務経験が知りたい。待機児童が出ている状況でこの事業が始まる話であったが、少子化が見込まれる中で岡崎市の認可の保育所等の中で定員を増やしていくとか、認可を増やしていくなどの展望はあるのか、それとも小規模保育事業で補完していこうと考えているのか。企業内の保育は「安全にお預かりする」印象であるが、岡崎市内の保育園は「お子さんを育てる」視点を持ちながら同時に保育実施しているので、小規模保育事業所さんも同様に実施していただけるのか。

事務局 園訪問については通常の監査を通して実施していきます。岡崎市保育園連絡協議会で実施する研修などもあります。少なくとも保育課が実施する

研修会を通じて保育の姿勢については岡崎市の求めるところにあわせていただけるように実施していきたいと考えています。それとは別に、各法人が施設を運営していく中で独自の研修を持っていることも確認しているので、それらを確認しながら、こちらの実施する研修や指導を通じて、保育の質を保てるように努力していきます。給食調理は自園調理が義務付けられています。延長早朝パートの資格は有資格者にお願いしています。管理者の資格については資格の有無という点で資料の保育人数にカウントをしています。審議会の資料には記載しておりませんが、実際に提案のあった内容から、運営形態において主任保育士などの体制を整えている園もあります。保育に従事する職員数については、法令に定める基準を満たせるよう認可審査及び指導監査で確認をしていきたいと考えています。実務経験に関する部分はそれぞれの事業者で複数年の実績を確認しています。

(～中略～ 事務局から運営事業者の園長候補者について説明)

今後の受け皿については1園保育所の整備を計画していますが、保育所となると事業実現に時間を要することとなります。その期間での待機児童対策として、この小規模保育事業所の公募を実施しております。国の推計からすると、令和7年に保育所の利用者がピークを迎え、令和12年くらいまで保育所の利用者は横ばいであると確認しています。少子化が進んでいる現状がありますが、待機児童が生じている本市の状況と、今後の国の推計を考慮すると、少しでも受け皿を確保できるよう対策する必要があると考えています。保育の内容につきましては、先ほど説明した研修などを通じて、岡崎市の保育で大切にしていることを事業者に伝えながら本市の子どもたちのために事業者と一緒に保育の質を高めていきたいと考えています。

委員 岡崎市では公立私立ともに同等にすべての書類を統一し、研修も一緒に実施していることを自負している中で、0～2歳の保育の記録や育ちの記録が、3歳から認可保育園に入る際に事業所に対し、必須とするなど方策は考えているか。

事務局 保育の記録の引継ぎについては、転園時に十分にされるように南部乳児保育園を参考にしながら遜色ないように実施していきたい。

委員 認可保育園間の転園に関してはさほど心配していないが、小規模保育事業の保育の内容がみえるように方策を講じていただきたい。

事務局 承知しました。

会長 ありがとうございます。他に御意見はありますか。特にないようですので、今回の議事はこれで全て終わりました。

意見をまとめます。新しく株式会社が参入されるにあたって、保育の質が担保されるのかについて懸念が多かったので、その点が担保されるよう指導監査や研修などを実施していただくようお願いし、小規模保育事業所の設置認可については適当と認めるものとします。

委員 異議なし。

会長 本分科会の意見として社会福祉審議会委員長に報告させていただきます。

**その他** 事務局から事務連絡

(こども計画の策定について、岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業について報告、小規模保育事業の認可手続きが実施されない場合は、今年度中に第3回児童福祉専門分科会を開催予定、来年度5月に第1回社会福祉審議会開催を予定)

**閉会**

事務局 速やかな議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回児童福祉専門分科会を終了します。

(午前11時30分 閉会)